

事 務 連 絡  
令和6年3月27日

都道府県再犯防止施策担当課 御中  
指定都市再犯防止施策担当課 御中

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

地方公共団体における再犯防止対策に必要な満期釈放者等の情報提供について（連絡）

平素より再犯防止対策の推進について御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。  
標記の件について、法務省矯正局長及び保護局長から別添のとおり通知が発出されておりますので、お知らせします。

法務省矯総第3171号

令和4年9月30日

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿  
少年院長 殿  
少年鑑別所長 殿（参考送付）  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 花 村 博 文  
（公 印 省 略）

再犯防止に資する被収容者に係る情報の関係機関等への提供を積極的に行うことについて（通知）

標記については、これまでも再犯防止を推進するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、再犯の防止等に関する法律（平成28年法律第104号）等に基づき、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、地方公共団体、医療機関、福祉機関、企業、民間団体等（以下「関係機関等」という。）が被収容者の社会復帰を様々な立場から支援するに当たり、対象となる被収容者及びその保護者の同意を得るなどした上で、関係機関等への情報提供を行ってきたところです。

しかしながら、個人情報保護の観点から情報提供に過度に慎重になっている場合もあると思われるところ、矯正施設におけるこうした対応は、被収容者の社会復帰のための取組に支障を及ぼしかねないことはもとより、かえって再犯防止への取組姿勢に疑義を抱かれ、矯正行政への信頼を低下させかねません。

今後、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有していく

ことが極めて重要であり、下記のとおり、関係機関等への情報提供を行うに当たっての基本的考え方等をまとめましたので、これらを踏まえ、適切な情報提供を積極的に行うよう特段の配慮をお願いします。

## 記

### 1 基本的考え方

(1) 刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）において被収容者を処遇する中で得られた情報（事実の評価に係るものを含む。）は、関係機関等にとっても有用性が高く、これらの情報を適切に共有して個々の被収容者の立ち直りを支えていくことは、被収容者やその家族等だけでなく、社会全体にとっても大きな意義があり、より一層その推進が求められている。

(2) 被収容者の社会復帰に向けた支援は、対象となる被収容者及びその保護者（以下「対象被収容者等」という。）の意向を尊重して行うことになるところ、個人情報保護法第69条第2項第1号に基づき、本人の同意がある場合には外部の者に対して個人情報を提供することが可能であることを踏まえ、対象被収容者等の同意する限りにおいて、再犯防止に資すると認められるときは、関係機関等への情報提供を積極的に行うべきである。

なお、同項第3号に基づき、他の行政機関や地方公共団体等に情報提供を行う場合において、情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、対象被収容者等の同意がなくても、情報提供を行うことができる。

(3) 対象被収容者等から情報提供の同意を得るに当たっては、関係規程に基づき同意書の提出を求めることが必要となるところ、提出後であっても継続的に、どこに、どのような情報提供を行うかなどについては、可能な限り対象被収容者等に対して具体的な説明を行うべきである。

### 2 留意事項

(1) 情報提供を行うに当たっては、日頃から関係機関等と十分なコミュニケーションを図り、関係機関等が必要とする情報の範囲やその活用方法等を把握し、具体的な事情に応じて必要な範囲で、口頭又は書面により、適切な情報提供を行うこと。

なお、書面による情報提供を行う際には、原則として、提供する

情報のみを記載した文書を作成し、交付すること。

- (2) 関係機関等から対象となる被収容者に関する情報提供の求めがあったときは、当該情報が同意の範囲内であるかどうかを確認した上で情報提供を行うこと。

なお、同意の範囲外であっても、情報提供することが相当と認められるときは、改めて被収容者の同意を得た上で、関係機関等に情報提供を行うこと。

- (3) 被収容者の出所後、その者を受け入れた関係機関等から情報提供の求めがあった場合において、刑事施設等がその者の情報を提供することについての同意書を関係機関等が取得し、かつ、相当と認められるときは、その者の同意に基づくものとして関係機関等に情報提供を行うべきであること。また、関係機関等が同意書を取得するに当たっては、関係規程に定められた同意書の様式を参考に提供するなどして必要な協力を行うこと。

- (4) 関係機関等に情報提供を行う際は、必要に応じて、保護観察所にも情報共有を行うこと。

- (5) 刑事施設等が保有する被収容者に関する情報は、主として犯罪の経歴等が含まれており、個人情報保護法における要配慮個人情報に該当するほか、施設の保安警備に関する情報や第三者に関する情報等も含まれ得ることに留意すること。ただし、関係機関等から情報提供の求めがあった場合には、個人情報保護の観点から困難であるとの先入観を持つことなく、これに応じる方策がないかを真摯に検討すること。

法務省保観第 38 号

令和 6 年 3 月 26 日

地方更生保護委員会委員長 殿  
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局長 押 切 久 遠  
( 公 印 省 略 )

再犯防止に資する満期釈放者等に関する情報の地方公共団体等への提供について (通知)

標記のことについては、これまでも保護観察所及び地方更生保護委員会（以下「保護観察所等」という。）において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、満期釈放者を含む犯罪をした者等の再犯等の防止を推進する観点から、地方公共団体その他の関係機関（以下「地方公共団体等」という。）が犯罪をした者等への支援を行うに当たり必要な情報について、当該犯罪をした者等の同意を得るなどした上で、地方公共団体等への提供を行ってきたところです。

この点について、今般、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、別添のとおり、法務省において「満期釈放者等（特別調整の対象者を除く。）であって、出所後に地方公共団体において支援を受ける必要性が認められる者については、地方公共団体が行う支援の内容を示した上で、本人に対して支援を受けるよう働きかけを行うとともに、本人の同意が得られた場合には、地方公共団体に対して当該者に関する情報を提供すること」が可能である旨を明らかにするよう求められました。

保護観察所等において犯罪をした者等に対する処遇等を実施する中で得られた情報は、その者に対する支援を行う地方公共団体にとっても有用性が高く、これらの情報を適切に共有することは、再犯等の防止を推進する上でも有意義であることを踏まえ、犯罪をした者等に関する情報を地方公共団体に提供するに当たっての留意事項等を下記のとおり取りまとめましたので、引き続き地方公共団体等への適切な情報提供について配慮するようお願いします。

## 記

### 1 基本的な考え方

- (1) 保護観察所等において実施する生活環境の調整、保護観察、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助等における支援は、その対象となる者（以下「支援対象者」という。）の意向を尊重して行うことになるところ、地方公共団体等が行う支援の内容を示した上で、必要な支援を受けるよう働き掛けを行った結果、支援対象者の同意が得られた場合には、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、地方公共団体等に対して個人情報を提供することが可能であることを踏まえ、支援対象者が同意する限りにおいて、その再犯等の防止に資すると認められるときは、地方公共団体等への情報提供を行うこと。

なお、同項第3号に基づき地方公共団体等に情報提供を行う場合において、情報の提供を受ける地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、支援対象者の同意がなくても情報提供を行うことができる。

- (2) 支援対象者から地方公共団体等への情報提供の同意を得るに当たっては、関係規程等に基づき同意書の提出を求めているところ、同意書の提出後であっても継続的に、どこに、どのように情報提供を行うかなどについては、可能な限り支援対象者に対して具体的な説明を行うようにすること。

### 2 留意事項

- (1) 情報提供を行うに当たっては、保護観察所等において、地域支援ネットワークの構築の観点からも、日頃から地方公共団体等との緊密な連携の確保を図るとともに、地方公共団体等による支援対象者への支援の内容、支援を行

うために必要とする情報の範囲やその活用方法等を把握し、具体的な事情に応じて必要な範囲で、口頭又は書面により、適切に情報提供を行うこと。

なお、書面による情報提供を行う際には、原則として、提供する情報のみを記載した文書を作成し、交付すること。

- (2) 地方公共団体等から支援対象者に関する情報提供の求めがあったときは、当該情報が支援対象者の同意の範囲内であるかどうかを確認した上で情報提供を行うこと。

なお、同意の範囲外であっても、情報提供することが相当と認められるときは、改めて支援対象者の同意を得た上で、地方公共団体等に情報提供を行うこと。

- (3) 元保護観察対象者など、保護観察所等が既に支援等を終了した者について、その者に対する支援を行っている地方公共団体等から情報提供の求めがあった場合において、保護観察所等がその者の情報を提供することについての同意書を地方公共団体等が取得し、かつ、当該保護観察所等において、当該地方公共団体等に対してその者の情報を提供することが相当と認めるときは、その者の同意に基づくものとして地方公共団体等に情報提供を行うことができること。

- (4) 地方公共団体等に支援対象者の情報提供を行う際は、必要に応じて、支援対象者の同意を得た上で、その支援に携わる関係機関・団体等にも情報共有を行うこと。

- (5) 保護観察所等が保有する犯罪をした者等に関する情報は、主として犯罪の経歴等が含まれており、個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報に該当するほか、第三者に関する情報等も含まれ得ることに十分留意しつつ、地方公共団体等から情報提供の求めがあった場合には、個人情報保護の観点から困難であるとの先入観を持つことなく、これに対応する方策がないかを真摯に検討すること。